



全国労働衛生週間

とりかえしのつかない
職業病を防ごう

本週間 10月1日～7日、準備期間 9月1日～30日

現場では避けてとおれない“**有害業務**”から起こる「**職業病**」対策を講じなければ、知らず知らずのうちに自分の体が病に蝕まれることになります。

労働衛生週間の目的は、これらの職業病から自分の身を守るため予防方法についてあらためて確認し、実行するための活動です。



特に！

アーク溶接作業、研り作業など「**粉じん作業**」は、“**屋内・屋外に関係なく**”作業には「**防じんマスク**」の使用が義務付けですが、H26年7月には屋外でのコンクリート等の研磨・ケレン作業も着用が義務付けになりました。

「**職業病**」のなかでも治療が困難で深刻といえる「**じん肺**」から身を守るために短時間の作業であっても防じんマスク(国家検定品を選ぶこと)は必ず使用しましょう。



こちらも注意！



溶接ヒューム

R3年4月より「アーク溶接」で発生する溶接ヒュームが“**特定化学物質**”に追加され、疾病予防対策が強化されました。

←「**特定化学物質作業主任者**」の選任が必要です

再度改正→※R6.1月から「**金属アーク溶接作業主任者**」が新設

必要な対応としては、「**特定化学物質作業主任者の選任**」のほか

「**特殊健康診断の受診**」「**溶接ヒューム濃度の測定と換気(屋内)**」

等がありますが、今まで以上に溶接ヒュームを吸わないための保護具

着用を徹底して、**溶接ヒュームは毒物!**として扱う事です。

また、健康増進法改正によりR2年4月より「**受動喫煙防止**」が法律上の努力義務になっています、現場の**事務所・休憩所も対象**となりますので、分煙対策の取り組みを進めていきましょう→ “**タバコは別室で**”もしくは“**タバコは外で(公共施設内は外も×)**”



Q&A 皆さんからいただいた、現場における安全管理の疑問についてお答えするコーナーです

Q 令和になって【**特定化学物質**】や【**有機溶剤**】を取り扱う作業では現場に掲示する項目が増えたとか?

A 令和5年(2023年)から有機溶剤・特定化学物質の取り扱いに伴って様々な表示が必要になりました



掲示の義務は取り扱い会社です

塗装や防水、接着剤を使用する作業(アーク溶接も)では

2 有機溶剤業務を行う屋内作業場の掲示内容

- ① 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- ② 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
- ③ 有機溶剤による中毒が発生した時の応急措置
- ④ 有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具(保護具の使用義務作業場所)

令和5年4月21日施行

屋内で材料の重量比5%以上の有機溶剤を使用する場合は『**作業主任者**』も掲示します

1 特定化学物質の掲示内容

- ① 特定化学物質の名称
- ② 特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- ③ 特定化学物質の取扱い上の注意事項
- ④ 使用すべき保護具(特別管理物質製造取扱い作業場所)
- ⑤ 有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具(保護具の使用義務作業場所)

令和5年10月1日施行

材料の重量比1%以上の特定化学物質を使用する場合は『**作業主任者**』も掲示します

+ 【**有機溶剤**】については1種、2種などの種別も掲示が必要です、内容が増えすぎて掲示する場所の確保に困りますね…

掲示方法については、令和7年(2025年)4月以降、掲示方法を限定しない改正が行われ『**デジタル機材での掲示**』やほかにも『**QRコード**』を掲示して各自のスマートフォンから読み取る方法でもOKとなっています。